

情報公開制度の運用状況（平成16年度）

[行政文書の公開]

行政文書の公開の請求件数は1,151件で、平成15年度に比べ若干の増となった。

これらの請求に対し、実施機関が1,374件の決定を行った（一件の公開請求において複数の文書が請求されている場合は、複数の決定が行われることがある）。その内訳は次表のとおりである。

（表1 行政文書公開請求の件数）

区 分		16年度	15年度
行政文書公開請求の件数		1,151	1,100
実施機関の決定の件数		1,374	1,196
内 訳	全部公開	360	176
	部分公開	525	395
	非公開	7	6
	不存在による非公開	474	612
	適用除外による非公開（第40条）	1	1
	要件不備による非公開（第7条第1項）	1	0
	公開請求拒否（存否応答拒否）（第12条）	6	6

（注）平成16年度の公開請求の方法別内訳は、窓口へ提出（462件、40.1%）、郵送（470件、40.8%）、ファクシミリ送信（187件、16.3%）、府ホームページからの入力（32件、2.8%）となっている。

部分公開決定、非公開決定、公開請求拒否決定を合わせた538件のうち、458件において個人情報規定、368件において法人等情報規定、40件において事務執行支障情報規定、27件において公共安全支障情報規定、2件において法令秘情報規定が適用されているが、任意提供情報及び意思形成支障情報規定を適用した事例はなかった。

（表2 非公開規定の適用状況）

区 分	非 公 開 理 由	16年度	適用率 (%)	15年度	適用率 (%)	
		(件)		(件)		
公開しない ことができる 情報	法人等情報（8条1項1号、2項1号）	368	68.4	224	55.0	
	任意提供情報（8条1項2号、2項1号）	0	0	1	0.2	
	意思形成支障情報（8条1項3号、2項1号）	0	0	2	0.5	
	事務執行支障情報（8条1項4号、2項1号）	40	7.4	57	14.0	
	公共安全支障情報	27	5.0	35	8.6	
	内 訳	公共安全支障情報（8条1項5号）	4	0.7	2	0.5
		公共安全支障情報（8条2項2号）	13	2.4	13	3.1
公共安全支障情報（8条2項3号）		21	3.9	27	6.6	
公開しては ならない情報	個人情報（9条1号）	458	85.1	337	82.8	
	法令秘情報（9条2号）	2	0.4	0	0	
決定件数（部分公開＋非公開＋公開請求拒否の件数）		538	100	407	100	

（注）公共安全支障情報については、8条1項5号が、公安委員会及び警察本部長を除く実施機関に、8条2項2号及び3号が、公安委員会及び警察本部長に、適用される（8条2項2号と3号が同時に適用される場合は内訳では両方に計上しているが、公共安全支障情報全体では1件と数えている。）。

1, 151件の公開請求のうち、条例第14条第2項に基づく決定期間の延長が行われたものは、186件、条例第15条に基づく決定期間の特例が適用されたものは、2件であった。

なお、決定期間の延長が行われた事案のうち148件は、公開請求に係る行政文書に情報が記録されている第三者に意見書提出の機会を付与したものである。

(表3 決定期間の状況)

区 分	16年度	15年度
公開請求件数	1,151件	1,100件
本則どおり(15日以内)	963件	976件
決定期間の延長を行った件数(30日以内)	186件	108件
決定期間の特例を適用した件数(30日超)	2件	16件

(注) 決定期間の末日が、大阪府の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日)に当たる場合は、その翌日に決定を行っている場合がある。

実施機関別・担当部局別では、土木部(599件)に対する公開請求が最も多く、次いで、健康福祉部(135件)、警察本部長(96件)、教育委員会(95件)の順である。平成16年度は、健康福祉部、商工労働部、環境農林水産部、教育委員会に対する公開請求が増加した。

(表4 実施機関別・担当部局別の請求件数)

担 当 部 局 名		16年度(件)	15年度(件)
知	事	940	892
担 当 部 局 別 内 訳	知 事 公 室	11	10
	総 務 部	17	19
	企 画 調 整 部	6	3
	生 活 文 化 部	30	30
	健 康 福 祉 部	135	88
	病 院 事 業 局	2	7
	商 工 労 働 部	42	12
	環 境 農 林 水 産 部	37	25
	土 木 部	599	644
	建 築 都 市 部	66	69
	出 納 室	2	2
	企 業 局	10	19
	府 大 学	1	1
教 育 委 員 会	95	65	
選 挙 管 理 委 員 会	9	8	
人 事 委 員 会	1	1	
監 査 委 員	1	4	
公 安 委 員 会	0	3	
地 方 労 働 委 員 会	1	0	
収 用 委 員 会	1	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	1	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1	0	
水 道 企 業 管 理 者	5	4	
警 察 本 部 長	96	123	

(注) 知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上している。

行政文書公開請求に対する実施機関の決定について、平成16年度は24件の不服申立てがあった。平成15年度から繰り越した11件を含めた平成16年度の処理状況は以下のとおりである。

(表5 不服申立ての処理状況)

区 分	係属事案 計	取下げ 件 数	処 理 件 数					17年度 へ繰越 件 数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
15年度から繰越事案	11件	2件	7件	1件	3件	3件	0件	2件
16年度申立て事案	24件	1件	9件	0件	2件	7件	0件	14件
計	35件	3件	16件	1件	5件	10件	0件	16件

[情報提供]

府政情報センターの利用件数は35,908件で、一月あたり約2,992件であった。

(表6 情報提供の利用件数)

		16年度	15年度
		35,908件 (2,992件/月)	32,987件 (2,749件/月)
内 訳	職員が応対して情報提供	6,589	7,026
	開架資料の閲覧	14,998	13,813
	府政刊行物の販売部数	13,899	11,746
	行政文書等複写申出件数	247	158
	ニュー・メディア等の利用	175	244

[情報の公表]

「情報の公表制度の実施に関する要領」に基づき、府として統一的な公表が必要なものとして16年度に指定された資料等は、241件であった。

公表することと指定された資料は、府政情報センターや担当室・課(所)等において公表するとともに、可能な範囲でその内容をインターネットにより公表するよう努めている。

(表7 情報の公表の実施状況)

公表指定資料等		16年度	15年度
		241件	189件
区 分	府政に関する基礎情報	156	148
	政策形成過程情報	85	41
	公開実施情報	0	0

[会議の公開]

会議の公開については、平成16年度は、136の審議会等で延べ386回の会議が公開で開催された。傍聴者数は、延べ1,734人で、過去最多の14年度(1,488人)を上回った。

なお、公開制度の対象となる審議会等は、平成16年度末現在で257あり、このうち187の審議会等が公開(議題等により非公開とする旨の留保付きのものを含む。)の決定をしている。

(表8 会議の公開の実施状況)

区 分	16年度	15年度
開催回数	386回	339回
傍聴者数	1,734人	999人

[出資法人の情報公開]

府では、府の出資比率が50%以上の法人等(地方自治法第221条第3項に該当する法人)に対して自主的に情報公開申出制度を導入・実施するよう指導している。

平成16年度に自主的に情報公開申出制度を実施した34法人における情報公開の申出の件数は、7法人において計22件であった。

(表9 出資法人における公開申出の処理状況)

区 分		16年度	15年度
公開申出のあった法人		7法人	5法人
公開申出の件数		22件	18件
処 理 区 分	全部公開	6	4
	部分公開	18	4
	非公開	0	1
	不存在による非公開	3	11
	公開請求拒否(存否応答拒否)	0	0

(注) 一件の公開申出において複数の文書が請求されている場合には、複数の決定が行われていることもあるため、処理件数の合計は、公開申出の件数の合計に一致しない。

平成16年度は、公開申出に対する出資法人の決定についての苦情の申出はなかった。平成15年度からの繰越事案を含めた苦情申出の処理状況は、次表のとおりである。

(表10 出資法人における苦情申出の処理状況)

区 分	係属事案 計	取下げ 件 数	処 理 件 数					17年度 へ繰越 件 数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
15年度から繰越事案	1件	0	0	0	0	0	0	0
16年度申立て事案	0件	1	0	0	0	0	0	0
計	1件	1	0	0	0	0	0	0

(注) 出資法人は、苦情の申出があったときは、当該出資法人が設置する情報公開検討会に照会し、その回答を尊重して、当該苦情申出に対する決定を行うこととされている。